

マイナンバーガイドライン入門

(金融業務編)



令和7年4月版
個人情報保護委員会事務局

(留意事項)

- 本資料は、「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要を御理解いただくために、まとめたものです。
- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な事務に当たっては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を参照してください。

安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか。



番号法においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、各種の保護措置が設けられています。

マイナンバーガイドラインの趣旨

- 番号法の規定及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 民間企業に対するヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

特定個人情報とは、マイナンバーをその内容に含む個人情報をいいます。



個人番号はマイナンバーともいいます。

マイナンバーガイドラインの種類

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
- （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<マイナンバーガイドラインの構成（共通）>

- 第1 はじめに
- 第2 用語の定義等
- 第3 総論
〔 目的、適用対象、位置付け等を記述 〕
- 第4 各論
〔 利用の制限、安全管理、提供の制限等を記述 〕
（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置
（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等

別冊の位置付け

- ガイドライン（事業者編）の別冊として、金融機関が金融業務に関連して顧客のマイナンバーを取り扱う事務において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を示しています。
- 事業者編の「第4 各論」に相当する部分を構成するものであり、「第1 はじめに」から「第3 総論」までについては、事業者編を参照するものとします。また、金融業務以外の業務については、事業者編を適用するものとします。

個人番号（マイナンバー）のフローと本別冊ガイドラインの適用

区分	本別冊ガイドライン(番号法該当条文)
取得	3－(1) 個人番号の提供の要求 (第14条)...求める根拠 3－(2) 個人番号の提供の求めの制限、 特定個人情報の提供制限 (第15条、第19条、第30条第2項) 3－(3) 収集・保管制限(第20条) 3－(4) 本人確認(第16条)
安全管理措置等	2－(1) 委託の取扱い(第10条、第11条) 2－(2) 安全管理措置(第12条) (別添1)特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)
保管	3－(3) 収集・保管制限(第20条)
利用	1－(1) 個人番号の利用制限 (第9条、第30条第2項) 1－(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限 (第2条)
提供	3－(2) 個人番号の提供の求めの制限、 特定個人情報の提供制限 (第15条、第19条、第30条第2項)
開示 訂正 利用停止等	4 第三者提供の停止に関する取扱い (第30条第2項)
廃棄	3－(3) 収集・保管制限(第20条)



本別冊ガイドライン「各論」の目次	
1	1 特定個人情報の利用制限
2	2 特定個人情報の安全管理措置等
3	3 特定個人情報の提供制限等
4	4 第三者提供の停止に関する取扱い
	5 特定個人情報保護評価
	6 個人情報保護法の主な規定

漏えい等報告 (別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等 (事業者編)

金融業務における個人番号との関わり(個人番号関係事務)

顧客



保険金の支払い
特定口座の開設 等

個人番号
1234 ...
5678 ...

個人番号
の提示

本人確認

金融機関



支払調書(イメージ)

支払いを受ける者	氏名	番号太郎
----------	----	------

保険金の支払調書(イメージ)

保険金受取人	氏名	難波一郎
保険契約者	氏名	難波花子

特定口座年間取引報告書(イメージ)

特定口座開設者	氏名	番号太郎
---------	----	------

法定調書等
の提出

税務署



○行政機関等が、社会保障、税及び災害対策その他の行政分野において、保有している個人情報効率的な検索、管理のために必要な限度で個人番号を利用。

個人番号関係事務

○顧客の個人番号を法定調書(支払調書、特定口座年間取引報告書等)などに記載して、税務署長に提出。

※法令又は条例の規定により、個人番号利用事務の処理に関し必要な限度で他人の個人番号を利用して行う事務。

個人番号関係事務実施者

※委託を受けた者を含む。

個人番号利用事務

※番号法別表に掲げる事務、同事務に準ずる事務として主務省令で定める事務(「準法定事務」)及び地方公共団体が個人番号を利用することを条例で定める事務(独自利用事務)が該当。

個人番号利用事務実施者

※委託を受けた者を含む。

番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号を利用・提供等することはできません。



取 得

特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報

【特定個人情報の提供制限】

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

[本人からの提供の事例]
*顧客（本人）は、支払調書作成事務等のために、金融機関に対し、自己の個人番号を提供します。

顧客



番号法で限定的に明記された場合

個人番号
1234 ...
5678 ...

金融機関



本人確認

【個人番号の提供の要求】

- 個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができます。

《提供を求める時期》

- 個人番号関係事務が発生した時点が原則です。
- 契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されます。

[提供を求める時期の事例]

- *特定口座年間取引報告書の作成事務の場合は、顧客は特定口座開設届出書を提出する時点で個人番号を告知する義務があるため、その時点で提供を求めることとなります。
- *生命保険契約に基づく保険金等の支払に伴う支払調書の作成事務の場合は、保険契約の締結時点で保険契約者等及び保険金等受取人の個人番号の提供を求めることも可能であると解されます。

【個人番号の提供の求めの制限】

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。

【収集・保管制限】

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

【本人確認】

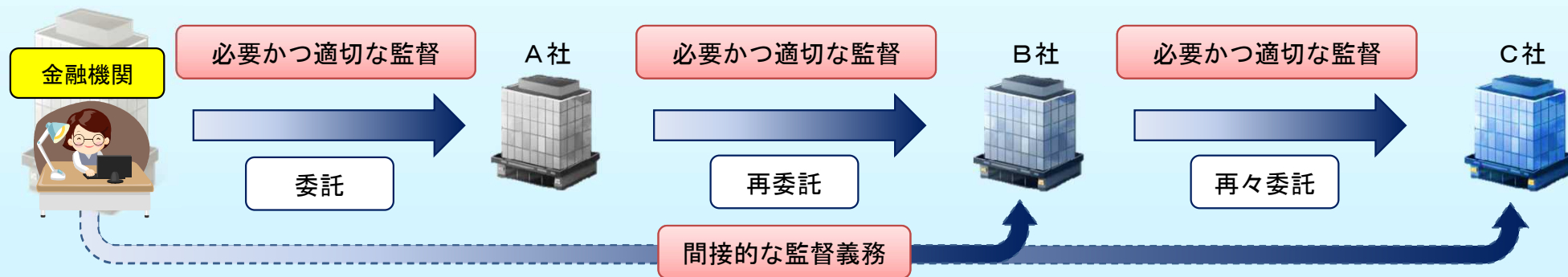
- 本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カードの提示等、番号法で認められた方法で本人確認を行う必要があります。

(注) 法第16条第2号に基づくカード代替電磁的記録の送信を受ける場合も含まれます。

保険金などの支払金額が契約の締結時点で定まっていなくても、個人番号関係事務の発生が予想される場合として、契約の締結時点で個人番号の提供を求めることができます（Q & Aにも記載しています。）。



安全管理措置等①（委託の取扱い）



【委託の取扱い】

○個人番号関係事務の全部又は一部の委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

《必要かつ適切な監督》

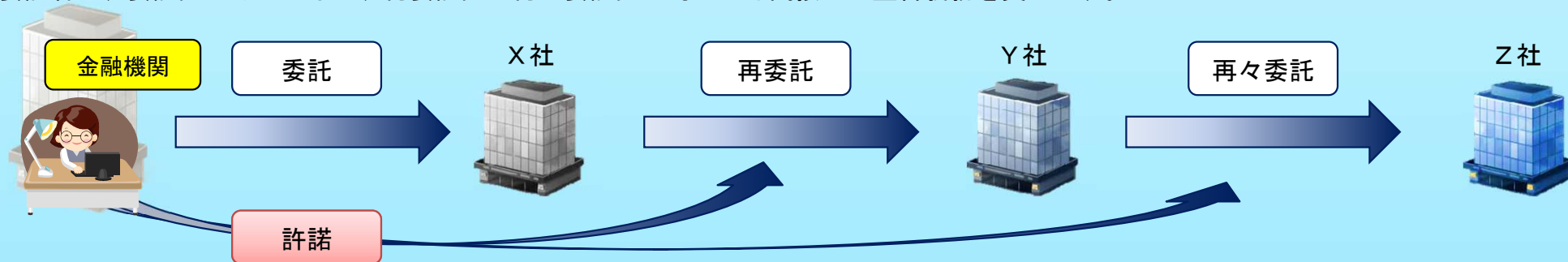
○①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

○委託者は、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認しなければなりません。

○契約内容として、秘密保持義務、委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければなりません。

○委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましいです。

○委託者は、委託先だけではなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負います。



○個人番号関係事務の全部又は一部の委託先は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

安全管理措置等②（安全管理措置）

特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報



組織的安全管理措置



人的安全管理措置



物理的安全管理措置

取扱規程等の策定



技術的安全管理措置



外的環境の把握

【安全管理措置】

○特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

《基本方針の策定》

○特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

《取扱規程等の策定》

○特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければなりません。

《組織的安全管理措置》

○組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

《人的安全管理措置》

○事務取扱担当者の監督・教育

《物理的安全管理措置》

○特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

《技術的安全管理措置》

○アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、漏えい等の防止

《外的環境の把握》

○外国において特定個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握

※中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。

【中小規模事業者とは】

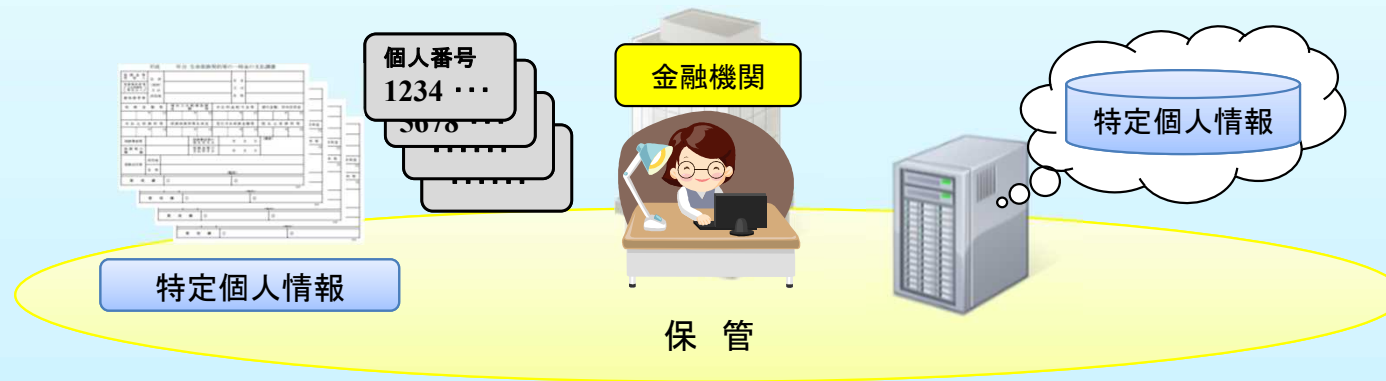
事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者をいいます。ただし、次に掲げる事業者を除きます。

- ・個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・金融分野（個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者

具体的な内容については、「（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」を参照することとしますが、個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を遵守することを前提とします。



保 管



【収集・保管制限】

○番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

（注）5 ページの「取得」を参照。

《保管制限》

○特定個人情報は、番号法で限定的に明記された事務を行う必要がある場合に限り保管し続けることができます。

○個人番号が記載された書類等のうち所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものは、その期間保管することとなります。

○個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で他の情報の保管を継続することは可能です。

〔継続的に保管できる場合の事例〕

＊特定口座、非課税口座等、毎年取引報告書の提出が義務付けられている場合には、顧客から提供を受けた個人番号を取引報告書作成事務のために翌年度以降も継続的に利用する必要があることから、特定個人情報を継続的に保管できると解されます。

○廃棄又は削除を前提とした「保管体制」・
「システム構築」をすることが望ましいでしょう。
○廃棄に関する留意事項については、13ページを
参照してください。



利 用

支払調書(イメージ)

支払いを受ける者	氏 名	番号太郎
----------	-----	------

保険金の支払調書(イメージ)

保険金受取人	氏 名	難波一郎
保険契約者	氏 名	難波花子

特定口座年間取引報告書(イメージ)

特定口座開設者	氏 名	番号太郎
---------	-----	------

【個人番号の利用制限】・【特定個人情報ファイルの作成の制限】

- 個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められています（原則的な個人番号の利用）。
- 金融機関が金融業務に関連して個人番号を利用するのは、主として、支払調書等に顧客の個人番号を記載して税務署長に提出する場合です（個人番号関係事務）。
- 例外的な個人番号の利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限りされています。
- 個人番号関係事務を処理するために必要な範囲に限って、特定個人情報ファイルを作成することができます。

《利用目的を超えた個人番号の利用禁止》

- 個人番号は、番号法であらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則です。
- 利用目的は、本人が、自らの個人番号をどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましいです。
- 本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用することはできません。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができます。

[利用目的の範囲内として利用が認められる場合の事例]

＊前の保険契約を締結した際に保険金支払に関する支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の保険契約に基づく保険金支払に関する支払調書作成事務のために利用できると解されます。

⇒金融機関が顧客から個人番号の提供を受けるに当たり、想定される全ての支払調書作成事務等を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことが考えられます。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、利用目的を記載した書類の提示等の方法が考えられます。

提 供

【特定個人情報の提供制限】

- 番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、特定個人情報を提供してはなりません。（注）5ページの「取得」を参照。

《特定個人情報の提供》

- 金融機関が特定個人情報を提供できるのは、主として、支払調書等に顧客の個人番号を記載して税務署長に提出する場合です。

【個人番号関係事務実施者からの提供の事例】

- *金融機関（個人番号関係事務実施者）は、支払調書の提出という個人番号関係事務を処理するために、税務署長に対し、顧客の個人番号が記載された支払調書を提出します。

《提供の意義》

- 「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものです。
- 同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たります（利用制限）。

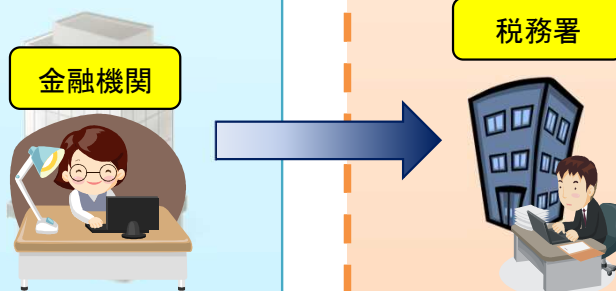
【提供に当たらない場合の事例】

- *顧客の個人番号が、営業所の担当者を通じ、支払調書を作成する目的で経理部に提出された場合は「提供」に当たりません。

【提供に当たる場合の事例】

- *金融機関甲から事業者乙へ特定個人情報が移動する場合は「提供」に当たります。

番号法で限定的に
明記された場合



支払調書(イメージ)

支払いを受ける者	氏 名	個人番号 1234...	番号太郎
----------	-----	--------------	------

保険金の支払調書(イメージ)

保険金受取人	氏 名	個人番号 5678...	難波一郎
保険契約者	氏 名	個人番号 9876...	難波花子

特定口座年間取引報告書(イメージ)

特定口座開設者	氏 名	個人番号 1234...	番号太郎
---------	-----	--------------	------

【個人番号の提供の要求】

- 個人番号利用事務を処理するために必要がある場合に限って、個人番号関係事務実施者などに対して個人番号の提供を求めることができます。

【個人番号の提供の求めの制限】

- 番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。

【収集・保管制限】

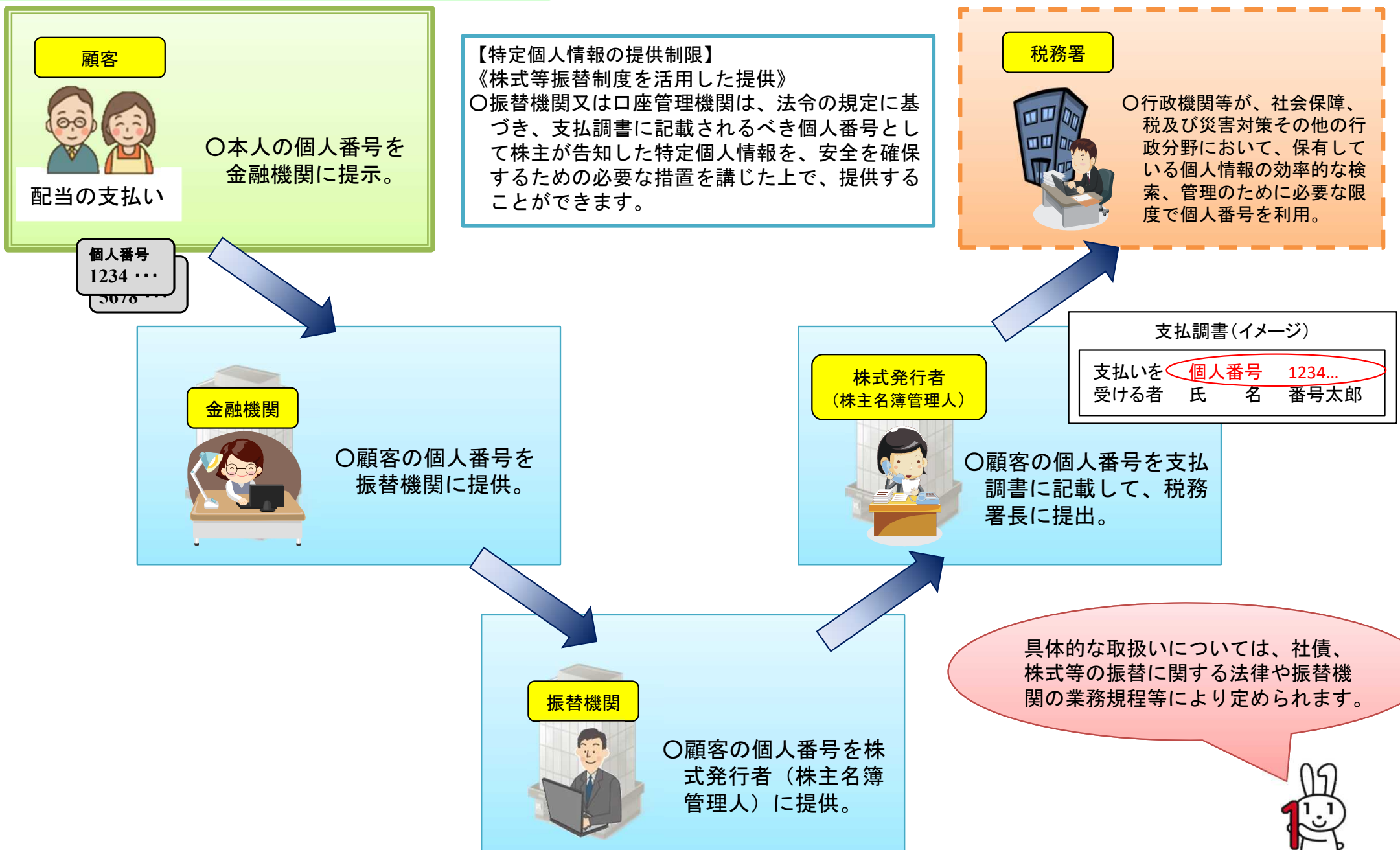
- 番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

（注）5ページの「取得」を参照。

個人番号利用事務実施者は、このようにして提出された書類等に記載されている特定個人情報を利用して、社会保障、税及び災害対策その他の行政分野における事務を行うこととなります。



株式等振替制度を活用した提供



開示・訂正・利用停止等



【開示・訂正・利用停止等】

○個人情報保護法の適用を受けることとなる個人情報取扱事業者（注１）は、特定個人情報の適正な取扱いについて、開示・訂正・利用停止等の規定の適用を受けることとなります（注２）。

（注１）個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいいます。

（注２）個人情報取扱事業者は、これらの規定のほか、特定個人情報の適正な取扱いについて、個人情報保護法の各規定（第18条第3項第3号から及び第6号まで、第20条第2項並びに第27条から第30条までの規定を除く。）の適用があります。

【第三者提供の停止に関する取扱い】

○特定個人情報が、番号法で限定的に明記された場合（注）に違反して違法に第三者に提供されているという理由により、本人から第三者への特定個人情報の提供の停止の請求を受けた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、遅滞なく、その特定個人情報の第三者への提供を停止しなければなりません。

（注）5 ページの「取得」を参照。

《提供の停止に代わる措置》

○第三者への提供を停止することが困難であり、本人の権利利益を保護するために代替りの措置をとるときは、第三者への提供を停止しないことが認められています。

○開示・訂正・利用停止等の取扱いは、個人情報保護法における取扱いと異なることはありません。



廃 棄



【収集・保管制限】（廃棄）

○番号法で限定的に明記された場合（注）を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。（注）5ページの「取得」を参照。

〔特定口座開設届出書の場合の事例〕

* 特定口座開設届出書は、特定口座廃止届出書等が提出されてから5年間保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該届出書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として、個人番号が記載された特定口座開設届出書をできるだけ速やかに廃棄しなければなりません。

《個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄》

○個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存することとなります。
○削除又は廃棄の作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する必要があります。

《手法の例示》

- * 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用、個人番号部分を復元不可能な程度にマスキングすること等の復元不可能な手段を採用することが考えられます。
- * 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用することが考えられます。
- * 特定個人情報等を取り扱う情報システム又は機器等において、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用することが考えられます。
- * 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築することが考えられます。
- * 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を定めることが考えられます。

廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、金融機関において判断してください（Q & Aにも記載しています。）。



ガイドラインの見方

(例) 1-(1) 個人番号の利用制限 (抜粋)

要点

- 個人番号を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められており、金融機関が金融業務に関連して個人番号を利用するのは、主として、支払調書等に顧客の個人番号を記載して税務署に提出する場合である。→1
- また、例外的な利用について、番号法は個人情報保護法に準拠して限定的に定めている。金融機関の場合、利用目的を超えて個人番号を利用することができるのは、①激甚災害が発生したとき等に金銭の支払をするために個人番号を利用する場合及び②人の生命、身体又は財産の保護のために個人番号を利用する必要がある場合である。→2

(関係条文)

- ・ 番号法 第9条、第30条第2項
- ・ 個人情報保護法 第18条

1 個人番号の原則的な取扱い

個人番号^(注)は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。

金融機関が金融業務に関連して個人番号を利用するのは、主として、支払調書等に顧客の個人番号を記載して税務署長に提出する場合である（個人番号関係事務）。

金融機関は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き（2参照）、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。

* 金融機関は、顧客の管理のために、個人番号を顧客番号として利用してはならない。

「要点」として、各項目の概要や留意点を分かりやすく記述しています。

「要点」と「解説」との対応関係を示しています。

各項目の解説や実務上の指針を記述しています。

留意すべきルールとなる部分については、アンダーラインを付しています。

実務に即した具体的な事例を記述しています。

「（別添１）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」の内容（抜粋）

安全管理措置の内容

A 基本方針の策定

特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。

B 取扱規程等の策定

事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければならない。

C 組織的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければならない。

a 組織体制の整備

安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。

b 取扱規程等に基づく運用

取扱規程等に基づく運用を行うとともに、その状況を確認するため、特定個人情報等の利用状況等を記録する。

c 取扱状況を確認する手段の整備

特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。

d 漏えい等事案に対応する体制の整備

漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備する。

漏えい等事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。

e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。

D 人的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる人的安全管理措置を講じなければならない。

a 事務取扱担当者の監督

事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

b 事務取扱担当者の教育

事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。

安全管理措置の内容

E 物理的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（サーバ等）を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

また、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。

c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人番号が判明しないよう、安全な方策を講ずる。

「持ち運ぶ」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、特定個人情報等の紛失・盗難等に留意する必要がある。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

F 技術的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

a アクセス制御

情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

b アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

c 外部からの不正アクセス等の防止

情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。

d 漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における漏えい等を防止するための措置を講ずる。

G 外的環境の把握

事業者が、外国において特定個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。